

## 相模原市における自治会への加入促進に関する協定書

相模不動産団体三支部連絡協議会を構成する公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模北支部及び相模南支部並びに公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部(以下「不動産協議会を構成する団体」といいます。)、相模原市自治会連合会(以下「市連」といいます。)並びに相模原市(以下「市」といいます。)は、相模原市における自治会への加入促進に向けて、次のとおり協定を締結します。

### (目的)

第1条 この協定は、不動産協議会を構成する団体、市連及び市が相互に連携・協力をし、協働の視点から、市民の自治会への加入を促進することにより地域コミュニティの活性化を図り、もって市民主体のまちづくりを一層推進することを目的とします。

### (協定事項)

第2条 不動産協議会を構成する団体、市連及び市は、次の役割分担に基づき、市民の自治会への加入促進に取り組みます。

- (1) 不動産協議会を構成する団体は、各店舗において、自治会への加入促進用ポスターを掲示するとともに、地域の自治会の求めに応じ、自治会の行事、イベント等のポスターの掲示を行います。
- (2) 不動産協議会を構成する団体は、住宅の販売、仲介、賃貸等をする場合において、当該住宅の入居世帯に対し、自治会への加入促進用チラシの配布等を行い、自治会への加入を促すよう努めます。
- (3) 市連は、不動産協議会を構成する団体に対し、自治会への加入促進用の啓発物品等を提供するとともに、不動産協議会を構成する団体の加盟店からの問い合わせ等に対応します。
- (4) 市は、不動産協議会を構成する団体に対し、必要な情報提供、市連との連絡調整等、不動産協議会を構成する団体が行う自治会への加入促進活動が円滑に進められるよう努めます。

### (協議)

第3条 この協定に定めのない事項については、不動産協議会を構成する団体、市連及び市が協議の上、定めます。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、不動産協議会を構成する団体、市連及び市が記名押印の上、各1通を保有します。

平成25年11月29日

相模原市中央区中央3丁目10番20号  
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模北支部  
代表 支部長 坂本 久

相模原市南区相模大野3丁目17番18号  
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部  
代表 支部長 佐藤 明三郎

相模原市中央区矢部1丁目3番15号103  
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部  
代表 支部長 加藤 勉

相模原市中央区富士見6丁目6番23号  
相模原市自治会連合会  
代表 会長 田所 昌訓

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 市長 加山 俊夫